

財政援助団体等監査指摘事項

監査対象機関名	社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会
監査実施年月日	令和4年3月11日（金）
監査の結果	措置の状況
<p>千早赤阪村立いきいきサロン使用料金の減免について</p> <ul style="list-style-type: none"> 千早赤阪村立いきいきサロン指定管理者仕様書には、多目的室等を利用する際の使用料の減免については、千早赤阪村への事業報告時に報告を行うこととあるが、実績報告にはそのような報告がなかった。 	<p>使用料実績報告書に使用料の減免数を記載し報告する。 （改善時期） 令和3年度実績報告書提出時</p>
<ul style="list-style-type: none"> 千早赤阪村立いきいきサロン設置条例第12条では使用料金の減免が規定されているが、減免の対象となる範囲が明確でないため、千早赤阪村と協議の上、別途免除の基準を定めるべきである。 	<p>千早赤阪村条例・規則に準じて、別紙のとおり利用料の免除基準を定めた。</p>
<p>取引業者への支払いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引業者への支払いにおいて、相手方から請求された金額から振込に係る手数料を差し引いた金額により支払いを行っているものがあるが、支払い金額は請求書に記載された金額と一致すべきである。 	<p>請求書の記載額を支払うこととし、それに係る費用は手数料科目とし別に支払う。 （支出伝票を分ける）</p>